

埼玉県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

（1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

事業計画・推進状況等を公開し、地域年金展開事業に対する理解を深めていただく。

- ① 公的年金制度の動向等を紹介するとともに、その中で日本年金機構が果たしている位置付けや担うべき役割を説明する。
- ② 関係機関（団体）の事業ニーズに応じた公的年金制度や年金事業推進状況などの情報提供を行う。
- ③ 各年金事務所の事業計画を報告する。
- ④ 各年金事務所の事業実績及び具体的な取組みなどを報告する。

（2）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

年金事務所の利用者及び関係者の意見・助言・ニーズを受け止め、事業推進の改善に反映させる。

- ① 地域年金展開事業の内容を充実させるための意見・助言
- ② 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方についての意見・助言
- ③ 新たに実施が望まれる事業についての意見・助言

（3）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ① 地域年金展開事業推進に際して関係者による連携・支援・協力の在り方の検討及び調整
- ② 年金事務所のサービスに係る意見・助言
- ③ その他意見交換

2. 開催

調整会議は、原則、8月の年1回とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

3. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

4. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。